

# 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県屋外広告物条例	公 布 日	昭和41年10月7日	
条例番号	昭和41年三重県条例第45号	直近改正日	平成24年3月27日	
所管部局課	県土整備部景観まちづくり課	電話番号	059-224-2748	
条例の概要	屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とするものである。	条例の類型	規制型 委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の表示等を規制する必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	屋外広告物法の規定により、屋外広告物の表示等を規制するためには、今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	屋外広告物の表示等を規制する必要最小限のものとなっている。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	屋外広告物法の規定により、屋外広告物の表示等を規制するためには、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	屋外広告物法	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するという目的と屋外広告物の表示等の規制という手段は整合している。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例で規定する規制の内容については、想定されるそれぞれの行為について規定されており、廃止した場合には、目的達成のために支障が生じる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から広告物の表示又は掲出物件の設置許可を受けた者に限ったものであり、公平性を欠いたものではない。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無